

青色申告

蒲田会報

No. 776

令和2年
1月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎郎

新年のごあいさつ



会長 江川 慎郎

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員皆様方におかれましては、令和二年の新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

日ごろより申告会運営、業務等につきまして、会員皆様方のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の出来事として、天皇の代替わりに関わる行事が華やかに行われたこと、ラグビーワールドカップにおいて日本代表が大活躍をしたことなど、今でも思い起こすと幸せな気分になる出来事がありました。その一方、昨年も自然災害が多発、中でも台風十五号・十九号は我々の身近での甚大な被害で、未だ元の生活に戻れる目途の立たない被災者の方々に心を痛めると同時に、大災害は他人事ではなく、日頃から災害を想定した準備が必要であることを痛感させられました。また、十月の消費税法改正により、軽減税率という初めての制度に戸惑い、同時に始まったキャッシュレス還元制度を機に、現金以外の決済方法を導入した方もいるそうです。

新元号とともに新しい時代が始まり、我々も時代に適応する必要があるようです。

東京オリンピック・パラリンピックが開催され、日本選手の活躍が期待される本年は、どのような年となるでしょうか。おそらくBEAUTIFUL

L HARMONYな年となってくれると思います。

いよいよ二月十七日より確定申告の受付が始まります。会員皆様方におかれましては、「申告と納税は正しく、お早めに」「確定申告は便利なe-Tax」というスローガンを実行してくださいませようをお願い申し上げます。「正直者が馬鹿を見ない」世の中の実現を目指す青色申告会といたしましても、蒲田税務署と緊密な連携を取りながら、自己研鑽運動をより一層推進する所存であります。「蒲田青色申告会会員」であることがステータスとなるように、蒲田税務署の協力を得て、会勢拡大運動をより充実させるべく、役員一同ONTEAMとなって活動しておりますので、会員皆様方の更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

毎年の様に税制改正等が実施されますので、会員皆様におかれましては、会報等を参照のうえ、分からないことがありましたら、事務局までお問い合わせいただき、本年も「日々の記帳」と「正しい申告・納税」を実行していただきますようお願い申し上げます。

インフルエンザの流行等、感染症の流行する季節となります。会員皆様におかれましては健康にご留意され、当たり前のことではございますが、手洗いやうがい等の徹底等、ご自身にて、予防措置をしていただき、決して無理をなさらぬようお願い申し上げます。

終わりにあたり、会員皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

新年のごあいさつ



蒲田税務署長 大野 眞

新年明けましておめでとうございます。

令和二年の年頭に当たり、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、江川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

特に、蒲田駅前での税を考える週間の広報活動をはじめ、記帳説明会や決算説明会への講師派遣など、貴会との各種共催行事では、多大なるご協力をいただきました。また、十月の消費税軽減税率制度導入に際しましては、会報紙面やホームページへの周知文の掲載、税務講習会の開催等、ご協力をいただき感謝しております。

昨年は、元号が平成から令和に変わる節目の年でしたが、度重なる台風の上陸や豪雨により、各地に甚大な被害がもたらされました。被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興を心よりお祈りいたします。災害により被害を受けた場合には、申告・納税に関する手続がありますので、税務署にご相談下さい。

ラグビーワールドカップの開催などスポーツの話題も多かった昨年でしたが、本年は、東京オリンピックピックが開催されます。羽田空港には国際線が増便されることで、観戦に合わせた海外か

らの観光客の増加も見込まれます。隣接している蒲田の街も賑やかな年になりそうですので、貴会の活動が更に活性化することを期待申し上げますとともに、今後とも私共の良きパートナーとして税務行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。まもなく、軽減税率制度導入後、初めての確定申告を迎えます。消費税課税事業者には該当する会員の皆様におかれましては、申告書の改訂等もありますので早期の準備と申告をお願い申し上げます。

署内の確定申告会場には、青色申告の普及と正しい記帳・決算指導の場として、青色コーナーを設置しますが、消費税が複数税率になったことにより、今まで以上に精度の高い記帳が求められるところですので、貴会が永年培ってこられた記帳指導についてのご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、e-Taxについては、青色申告特別控除額（六十五万円）の改正に伴い、来期の確定申告に向けて、これまでご利用いただいていたなかった納税者の皆様にも関心を持っていただいているところですので、複雑になっている所得税の控除金額の算出や消費税の申告書作成に対応できる「確定申告書作成コーナー」の充実など、段階的にはありますが、利用しやすい環境を整え、より便利なe-Taxを目指しておりますので、引き続きe-Taxの利用拡大にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

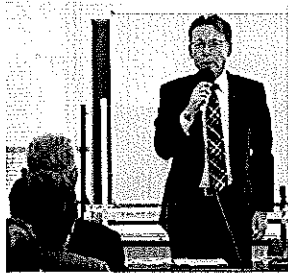
令和になって初めてのお正月。十二支で最初に数えられる子年ですが、ことに今年の干支は庚子年ということで、十干での庚には改めるという意味があると言われています。新たな年の幕開けに、一般社団法人蒲田青色申告会の益々のご発展並びに会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心より祈念して、新年のごあいさつとさせていただきます。

◎「税を考える週間」行事開催

令和元年「税を考える週間」の行事として、「税務講演会」を、11月12日(火)午後2時より、消費生活センター第5集会室において開催いたしました。

蒲田税務署から、近藤副署長・鮫島個人課税第一部門統括官・大平指導上席をお迎えし、吉田副会長の司会により、江川会長の主催者代表あいさつの後、近藤副署長に「国税不服審判所って？」と題し、ご講演いただきました。

税務署長などの国税に関する法律に基づく処分について、納税者が不服申立をした審査請求に対する採決を行う「国税不服審判所」という機関があるそうです。



税務講演会(近藤副署長)

税務行政の適正な運営の確保を使命とし、審査請求事件を調査・審理して採決を行っているそうです。公正な審理を行うため、国税審判官には、弁護士や税理士などの職にあった民間の専門官も任用しており、半数程度がこうした民間の専門家出身となっているそうです。また、国税不服審判所長の採決にお不服がある場合は、裁判所に訴訟を提起することができます。

国税不服審判所という聞きなれない組織があること、そして、我々納税者の権利が確保されていることを知ることが出来、安心しました。続いて、大平指導上席に「消費税の軽減税率」

のご説明をいただきました。消費税改正直後とあって、参加者全員が興味深く拝聴いたしました。

「税を考える週間」の行事は地域の社会貢献事業として多数のご参加をいただき、坂本副会長の閉会の言葉により無事終了いたしました。

○「税金クイズ」開催

11月10日(日)JR蒲田駅西口において、蒲田税務六団体共催の行事として「税金クイズ」を開催し、税に関するPR活動を行いました。また、申告会のパンフレット等を配布し、申告会の広報活動を行いました。



都税だより

★1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。令和2年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。令和2年1月31日(金)までに、資産が所在する区にある都税事務所へ申告してください。申告にあたっては、電子申告(eLTA X: エルタックス)もご利用できます。詳しくは、eLTA Xホームページ(<https://www.ataxhag.jp>)をご覧ください。お問い合わせ先(0570-081459)までお問い合わせください。期限間近になりますと、窓口が大変

混雑しますので、お早めに申告をお願いします。償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する区にある都税事務所の償却資産班までご連絡ください。

☆令和元年10月1日から自動車の税金が変わりました

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されました

(1) 税率は燃費基準達成度等にに応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします(営業車、軽自動車の税率は2%が上限です)。

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「自家用乗用車」については、自動車税環境性能割の税率が1%軽減されます。

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられました

(1) 自動車税の名称が、「自動車税種別割」に変わりました。制度は自動車税と同様です。

(2) 令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【東京都自動車税「ールセンター」】

03-3525-4066 (平日9時~17時)

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局より

◎確定申告説明会開催のご案内

令和元年分確定申告書作成上の留意点等についての説明会を開催します。

・日程：令和2年1月30日(木) 午前10時～11時30分

・時間：午後1時30分～3時 (午前・午後ともに説明内容は同じです。)

・会場：消費者生活センター 第4集会室

・持ち物：筆記用具等

・講師：蒲田税務署 担当官

・申込方法：1月24日(金)までに事務局までお申し込みください。

◎決算・申告指導会について

税務署での令和元年分の確定申告の相談及び申告書の受付は2月17日(月)からとなっておりますが、事務局では2月14日(金)以前でも決算・申告の指導を行っておりますので、別紙郵送の「所得税確定申告指導会」・「消費税確定申告指導会」チラシをご参照ください。

なお、パソコン会計ソフト(ビズソフト)の指導を希望の方、決算書の記入の仕方がわからない方は、1月31日(金)まで(土・日除く)にご予約の上ご来局ください。

消費税法改正により、課税取引金額計算書等の作成方法がわからない等、不明な点がある方も、1月31日(金)まで(土・日除く)にご予約の上ご来局ください。

〈所得税確定申告指導会に際しての持参書類等〉

① 税務署より送付された「令和元年分確定申告のお知らせ」(e-Taxで申告をされた方は、決算書・申告書に代えて、「確定申告のお知らせ」が郵送されます。)もしくは、税務署より送付された「令和元年分所得税

確定申告書類一式

② 記入済みの令和元年分青色申告決算書

③ 平成30年分所得税確定申告書・青色申告決算書の控(修正申告書・更正の通知書がある方は、その書類)

④ 令和元年分の関係帳簿等

⑤ 令和元年分の国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の支払金額のわかる書類等

⑥ 令和元年分の国民年金保険料、国民年金基金の控除証明書

⑦ 令和元年分の生命保険、地震保険、小規模企業共済等の控除証明書

⑧ 給与、年金、報酬、原稿料等の収入がある場合は、その源泉徴収票、支払調書

⑨ 令和元年分の医療費の負担が原則として10万円を超える場合、「医療費控除の明細書」(「医療費控除の明細書」を事前に作成してください)

⑩ 扶養家族・青色事業専従者の個人番号(マイナンバー)がわかる書類

⑪ 配偶者特別控除を受けられる方は、令和元年分の配偶者の所得がわかる書類

⑫ その他、例年各自必要な書類等

⑬ e-Taxの利用者識別番号のわかる書類

⑭ マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類(運転免許証等)

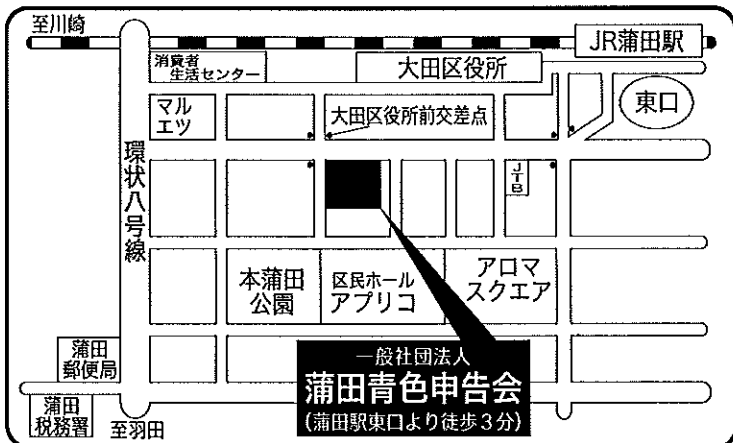
○お願い

当会は会員の皆様からの会費で運営しておりますので、会費の納入が遅れている方は、早急に所定の方法で会費をお支払くださいますようお願いいたします。

万一、会費の納入が遅れている場合、決算申告等のご指導が出来かねますので、ご了承ください。皆様のご理解とご協力を、何卒宜しくお願いいたします。

一般社団法人 入会金 2,000円 会費 年額24,000円 (月額2,000円) 浦田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイム蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



十二月 事業報告

- 二日・三日 決算説明会
四日・五日 会計ソフトを利用した記帳指導業務
五日 消費税の軽減税率制度に対応した説明会方式による記帳指導業務
六日 東青連常任役員会・中国飯店市ヶ谷店
七日 東青連理事会
八日 複式簿記決算準備個別指導会
九日 中学生「税についての作文」表彰
十日 新規入会者決算個別指導会
十一日 東青連理事会
十二日 東青連理事会
十三日 東青連理事会
十四日 東青連理事会
十五日 東青連理事会
十六日 東青連理事会
十七日 東青連理事会
十八日 東青連理事会
十九日 東青連理事会
二十日 東青連理事会
二十一日 東青連理事会
二十二日 東青連理事会
二十三日 東青連理事会
二十四日 東青連理事会
二十五日 東青連理事会
二十六日 東青連理事会
二十七日 東青連理事会
二十八日 東青連理事会
二十九日 東青連理事会
三十日 東青連理事会